

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、記述式不登法（完成編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【記述式不登法（完成編）】

頁数	場所	誤	正
20	第3欄（2件目） その他	サン・プロパティマネジメント株式会社の株主総会議事録別紙3	サン・プロパティマネジメント株式会社の株主総会議事録別紙3 別紙6
25	下から3行目	その前提として、既登記抵当権の債務者の住所の変更登記の申請があったときは、その前提として、既登記抵当権の債務者の住所の変更登記を申請する必要はない」	その前提として、既登記抵当権の債務者の住所の変更登記を申請する必要はない」